

平成30年第1回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成30年 1月17日(水) 午後2時
- 2 場 所 美祢市勤労青少年ホーム 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 議長 | 山本 正二 | | |
| 1番 | 倉増 知 | 2番 | 宮崎 春夫 |
| | | 3番 | 俵 薫 |
| 4番 | 伊藤 新司 | 6番 | 岸 英法 |
| 7番 | 村上 浩一 | 8番 | 石田 健治郎 |
| 10番 | 伊藤 美和子 | 11番 | 萬代 泰生 |
| 13番 | 武藤 康志 | 14番 | 縄田 善博 |
| 16番 | 伊藤 太一 | 17番 | 馬屋原 眞一 |
| 19番 | 山本 正二 | 18番 | 桑原 正彦 |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|------|
| 鮎川 幸彦 | 大石 洋典 | 野尻 渉 |
| 山縣 正明 | | |
- 5 欠席農業委員
- 5番 安部 好恵
- 6 欠席推進委員
- 中野 修
- 7 事務局
- | | | | | | |
|------|-------|----|-------|----|-------|
| 事務局長 | 安永 一男 | 主幹 | 中村 正寿 | 主査 | 篠田 淳也 |
|------|-------|----|-------|----|-------|

事務局	午後2時開会 互礼。
議長	只今より平成30年第1回美祢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は19名中、18名で定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。尚、本日の欠席委員は5番 安部委員でございます。それでは美祢市農業委員会議規則第16条第2項の規定による議事録署名委員を議長の方より指名したいと思いますが、よろしゅうございますか。(はいの声) ありがとうございます。11番 萬代委員、17番 馬屋原委員。よろしくお願いたします。議事に入りたいと思います。議事順位第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	1件朗読。 1件目。長年、申請地を管理していた譲受人に対し譲渡人が贈与を申し出て合意されたものでございます。第1号の全部効率利用要件についてですが現在の耕作地については耕作管理が認められます。第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが譲受人の農作業を行う日数は、これを満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1,000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件には該当いたしません。第7号の周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと考えます。以上の通り許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	ありがとうございます。只今の説明に関して現地調査をされた当番委員の報告をお願いいたします。
6番	6番、岸です。当日は会長、楡崎委員、石田委員、事務局、私で行いました。1番ですが場所は●●●から●●に抜ける県道●●号線から少し入ったところになります。比較的、道路事情が良いところですが事務局から説明がありましたが耕作地の全部耕作要件について確認しましたら問題なく管理されておりました。報告は以上でございます。
議長	ありがとうございます。地元委員から、ご意見がありましたらお願いたします。

3 番(推進委員)	鮎川です。委員さんから報告があった通り問題ないと考えておりますので、よろしくお願いたします。
議長	ありがとうございます。それでは採決に移りたいと思いますがよろしいですか。(はいの声) 議案第 1 号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第 1 号は原案の通り決定いたします。 続きまして議事順位第 2 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	1 件朗読。 1 件目。この件は先月ご審議いただいた申請地と申請者が同一の案件でございます。先月の総会と県の常設審議委員会までの期間に現地の測量が関係者によって行われた結果、転用される敷地の範囲が変わったため先の申請を取り下げられ改めて申請書を提出されたものでございます。申請地は●●●●●から北東に 1.6 km の位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地でございます。申請者は市内に居住する僧侶です。自身が代表責任者を務める寺の門徒、参拝者用の駐車場を設置するものでございます。なお、この件につきましては駐車場設置個所でございます●●●●番●につきましては県道工事が開始された昭和 5 8 年頃、また●●●●番は現在、境内地の一部となっておりますが、いずれも農地法の許可を得ることなく耕作放棄地を埋め立て設置されたものでございます。このことに対するお詫びと今後、農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。この案件は農地法第 4 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	ありがとうございます。続きまして現地調査を行われた方の報告をお願いいたします。
6 番	6 番、岸です。現地は●●の方から●●へ抜ける道の県道●●号線。●●●から行けば 1 0 分以内で行ける所でございます。先程、事務局からありましたように昨年の 1 2 月 1 3 日の農業委員会において転用許可の承認をいただいておりますが土地利用計画図と現状が違うということで土地利用計画図を整理して今回、新たに提出されたものでございます。既に、この土地は転用されてお

	ります。事務局からもありましたが始末書等を提出していただいております。問題ないと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それから当日は野尻推進委員に立ち合っていていただいております。
議長	ありがとうございます。続きまして地元委員さんより何かありましたらお願いいたします。
1 4 番(推進委員)	野尻です。特に問題ないと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。それでは質疑に入りますが、ご意見ございますか。よろしいですか。(はいの声) それでは採決に入ります。議案第 2 号について原案の通り賛成の方の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第 2 号は原案の通り決定し諮問会議に附します。 続きまして議事順位第 3 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	1 件朗読。 1 件目。申請人は●●●に本店を置き主に自動車整備業を営む法人でございます。申請地は●●●●●から南西へ 9 0 0 m の位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第 3 種農地でございます。申請地を取得し売電事業を行うため最大発電出力 4 9 . 5 キロワットの太陽光発電施設 1 区画を設置するものでございます。尚、工事の際の進入路、メンテナンス等の進入路につきましては川の横の細道を通るということでございます。この案件につきましては農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。只今の説明に関連しまして現地調査をされました方の報告をお願いいたします。
6 番	当日は山縣推進委員に立ち合っていていただいております。場所は県道●●号線、●●●から●●●の信号を通過して 5 分ほど行った所でございます。転用については特に問題はないということでした。ただ当日、会長からは両サイドの農地は耕作されているので影

	<p>にならないとか、そういう部分を含めて説明をして了解をしておくようにということで業者に対して申し出をしております。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。続きまして地元委員さんより補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
2 2 番(推進委員)	<p>地区担当の山縣です。今、岸委員さんが言われたように特に問題はないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは質疑に入りますが発言がある方は挙手をお願いいたします。ありませんか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第3号は原案の通り決定し諮問会議に附します。</p> <p>続きまして議事順位第4 農地転用事業計画変更承認申請について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1 件朗読。</p> <p>申請地は●●●●●から北に3.2km の位置にある田でございます。平成28年6月28日付けで申請者の方が、お父様の土地を使用貸借し農家用住宅と倉庫の設置の転用許可を受けられております。この農地でございますが現在まで草刈り等、保守の保全管理はされておりますが住宅等につきましては未着工のまま倉庫の建設を中止され当初、計画で2階建てであったものを平屋の住宅に計画変更し、この度、建築面積が変更となったものでございます。尚、農家住宅でございますので農家台帳に登録された者の居住する農家用住宅でございますので建ぺい率は問われません。また変更後の建設業者によりますと2月からの着工で6月末までには完成予定であるとのことでございます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
9 番	<p>9 番、櫛崎です。当初、この土地に関しては倉庫、2階建ての住宅を建てられるということでしたが、それを変更したいというこ</p>

<p>議長</p>	<p>とです。今回、平屋に変更ということで特に問題はないと思います。周囲に関しましては特に問題はないと思います。以上です。</p>
<p>6 番(推進委員)</p>	<p>ありがとうございます。地元委員さんより補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>大石です。只今、報告がございましたように別段、問題になるという内容はございません。よろしくご審議のほどお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。私の方から簡単に補足をしておきます。変更届につきまして建築等の形が全く変わりますので、もしかしたら以前の許可を取り下げて新たに出しなおさなければいけないのではないかとという疑問が現地でございました。それにつきまして県に問合せ等いたしましたら形が変わって建てるだけなので別段、問題はないということでございます。先程の事務局の説明にもありましたように農家住宅につきましては建ぺい率が関係をしておりませんので、そのへんも含まれているのではないかと思います。一般住宅であれば大きさが小さくなれば当然、建ぺい率の絡みが出てきます。以上でございますけれど委員の皆さんより何かございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>挙手。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第4号は原案の通り決定いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして議事順位第5 報告第1号 畑地造成事前報告について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p> <p>1 件朗読。</p> <p>申請地は●●●●●から北東に2.2 km の位置にある田と畑でございます。平成22年の豪雨災害により近くの河川からの水害により、圃場が流れ耕作が困難になったため盛土により農地を復旧し田であった農地も畑地として管理されるものでございます。尚、申請地につきましては平成27年に既に届出なしに埋め立て作業を行われており、このことへのお詫びと今後、農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。尚、今後植え付けが予定される果樹につきましては今年の3月頃の植え付けを予定されております。以上、報告いたします。</p>

議長	ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
9 番	9 番、櫛崎です。川が平行に並んでおります。その川の水が蛇行しております。蛇行によって申請地が水の被害を受けるということでした。それで現地を見て話をしましたが、とにかく蛇行している所の川を直流させれば、そういうことはないのではないかとということでしたが、その山を崩すようなことが出来ませんので川は原状のままということであります。従って、この土地に関しましては申請通り了解するということを判断しました。以上です。
議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。
6 番(推進委員)	大石です。今お話がございましたように元々は水田でしたが水害によって流されたということでございます。従って水田ではなく木を植えるということでございます。よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何か、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	特に発言もないようでございますので報告第 1 号を終わらせていただきます。 続きまして議事順位第 6 報告第 2 号 公共工事に伴う転用の届出について議題といたします。番号 1 から 2 を事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	2 件朗読。 1 件目。申請地は●●●●●から西に 6 0 0 m の位置にございます。田 2 筆に対しまして●●●●●地区での都市排水路整備工事の際の仮設道路を設置されるものでございます。平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの一時転用でございます。 2 件目。申請地は●●●●●から北に 2 0 0 m から 3 0 0 m の位置にある田と畑でございます。●●●●●の屋外整備工事に伴い工事期間の間の小学校の仮の駐車場といたしまして平成 3 0 年 3 月末まで一時転用するものでございます。1 件目、2 件目とも市によります所有者間との一時転用でございますので市長名で工事完了後の原状回復誓約書が提出されております。尚こちらにつきましては地方公共団体からの届出でございますので現地調査の対象とはなっておりません。以上、報告いたします。

議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	特に発言もないようでございますので報告第2号を終わらせていただきます。 続きまして議事順位第7 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について議題といたします。番号1から5を事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	5件朗読。 1件目。今後、売買の予定がございますので合意解約が提出されたものでございます。 2件目。借受人の方の体調不良が原因で次に関しましては法人が借り受けられる予定があるようでございます。 3件目。先程の3条申請に伴う合意解約でございます。 4件目。合意による解約でございますが理由につきまして詳細な記載がございますので原文の通り朗読させていただきます。この地域の認定農業者全員に対し●●●●●が農地の貸しはがしを行うことにより水利組合が崩壊し耕作不能となったためということでございます。こちらにつきましては法人が集約される予定でございます。 5件目。公社を利用し●●さんの後継者の方に3条によります所有権移転が行われる予定でございます。以上でございます。
議長	ありがとうございます。全ての案件につきまして後の管理等につきまして決まっておるようでございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。
6番	4件目ですが、もう一度説明をお願いします。
議長	私の方から説明いたします。これは3年前ぐらい前から色々ありました。●●●●●が出来まして、●●●●●が●●を全て耕作するということになったのですが実は●●さん、●●さん、●●さんがかなりの面積を耕作しておられました。それで、●●●●●●が出来た時に、●●●●●が作るから返してくれという話がありました。私としては相談を受けた時に、きちんと双方の理解の上で解約をして下さいよというふうをお願いをしたところでございます。●●さんとしては不本意に解約をされたという思いがあるのではないかというふうに思います。他に何かございませんか。よろしゅうございますか。

委員	はい。
議長	他に、ご意見もございませんようですので報告第3号を終わらせていただきます。 続きまして議事順位第8 報告第4号 農地転用現況証明について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	1件朗読。 1件目。昭和60年頃、耕作放棄され墓を設置されております。以上、報告いたします。
議長	ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
9番	9番、櫛崎です。宅地の横に、お墓が建っておりました。特に問題ないと思います。以上です。
議長	ありがとうございます。本日は地元委員さんが欠席でございますので私の方から補足等をおきます。墓地も建っておりましたし墓地に隣接している敷地も宅地でございますので別段、問題ないというふうに思っております。何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	特に発言がないようでございますので以上で報告第4号を終わらせていただきます。全ての事項は終わりました。皆さんの方より何か提案、意見等ございましたらお願いいたします。
16番	16番、伊藤です。活動日誌の件ですが実際、皆さん方はどの程度までを書いておられますか。参考までに、お聞かせいただければと思います。
6番	参考までに私がやっているのは利用権設定の契約とか、相談に来られたり私の方が出向いたりサインがもらえる所については書いておりますが電話での問い合わせの場合は、ほとんど書いていません。

16番	ということは署名なり認印があるということですか。
6番	はい。出歩く時は常に活動日誌を持ってやっています。
議長	なぜ皆さんに書いてほしいかと言いますと皆さんの報酬があまりにも低いので少しでも増やしてあげたい。活動に見合った報酬にしてあげたいというのが私の思いでございます。ですから、このぐらいは農業委員、推進委員として当然のことだと思われる部分については、ご本人の判断でつけられたらと考えております。総会につきましては活動日誌の中に項目がありますが補助金は出ません。その他のことにつきましては出せるところは出してあげたい。例えば20分、30分ぐらいの相談で1時間にいかない時は2つか3つをまとめて1時間にしてほしいなと思っております。そのへんにつきましては事務局から、また話があると思います。事務局から補足がありましたらお願いいたします。
事務局	日誌についてですが旧農業委員会でも活動日誌は書かれていたと思いますが、それがA4サイズの一日ごとの日誌になったというふうに考えていただけたらと思います。農地利用最適化交付金をとるようにしておりますが、それについては証拠となる書類を整理していかないと、この交付金をもらうことは出来ません。この取り扱いについては、山口県のほうとも協議をしております。前例が他の市町村にないので大変、苦勞しながら進めております。皆さんの活動をたくさん出していただければ、その分、成果として結びつくので事務局としては提出をお願いしたいと思っております。また署名につきましては県とも確認をしておりますが署名は必要だということですが、うちとしては難しいというふうに言っております。明確な回答は、まだ出ておりませんが皆さんがやりやすいように進めていきたいと考えております。以上です。
15番	活動時間が何十分だからといって2つ、3つを合わせて1時間というのではなくて1時間以内だったら1時間というふうなことを県に了解をとっておかないといけないと思います。
事務局	その考え方なんですけど10分の活動の中にも家で準備をして車に乗って移動して話をするための準備時間もあると思いますので、その時間を含めたら10分の活動につきましても1時間ぐらいの時間がかかると思いますので、そういう考え方で進めていただいても結構だと思います。
議長	今の件につきましては今度、県の農業会議の方から農政の方に扱い方について詳しい資料等を送ってもらうように問題提示してい

	<p>きたいと思います。局長が言いましたように美祢市が山口県では全ての前例みたいですので、ここで悪い前例を作るわけにもいきませんので、そのへんにつきましてはどのようにしていくかということについては来月、再来月に皆さんの方にお繋ぎしていきたいと思います。他にございませんか。</p>
9 番	<p>企業には営業活動があります。自己申告ですので細かく書く人と、そうでない人。それについては企業ですので上の課長なり担当者が印を押して活動内容を承認するというふうに私はやっておりました。ですので、私は営業活動の報告書かなという扱いと思って理解しておりました。</p>
議長	<p>ありがとうございます。そのへんも含めまして今後、新しいことが出てきましたら皆さんにお繋ぎをしてみたいです。事務局の方も悩みながらやっておりますので一つよろしくご協力お願いいたします。他にございませんか。ないようでしたら事務局の方より今後の日程等についてお願いします。</p>
事務局	<p>今後の日程についてお知らせいたします。総会は2月16日の金曜日。午後2時から勤労青少年ホームで行います。農業相談は2月13日の火曜日。9時から11時まで美祢市は安部委員、美東地区は村上委員、秋芳地区は井町委員さんをお願いいたします。既に予約がありましたので2月13日は予定通り行う予定でございます。また現地調査ですが2月7日の水曜日、9時から行います。担当委員さんは安部委員さんと村上委員さんでございます。集合は8時50分に農業委員会事務局に集合をお願いいたします。続きまして美祢市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する方針（案）」でございます。これにつきましては前の総会で説明をしておりますが前回と内容は、ほとんど変わりません。おおまかな説明をいたします。基本的な考えたというのがございますが農業会議が示された内容を美祢市に照らし合わせて事務局がつくったものでございます。この内容につきまして、こういうふうにしてもらいたいという意見がございましたら、それに合わせてつくり変えていきたいと思います。次に遊休農地の発生防止・解消についてということで解消目標がございます。平成35年は0パーセントという目標に合わせて案分してあげたものでございます。続きまして担い手への農地利用集積ですが、これも平成35年の目標が集積面積の割合が80パーセントということになっておりますので、それに合わせて案分した結果になっております。内容につきましては以上でございますが、またご意見等ございましたら反映していきたいと思います。内容につきましては2月の総会で議案として上げていきたいと思います。それまでに意見を反映させて指針としていきたいと思います。また指針につきましては絶対に農業委員会がやらないといけないというふうに示されておりますので是非、皆さんの手で作っていききたいと思います。続きまして和解の仲介ということで資料をお配りしております。これは先月の総会で資料がないということで、この度お配りしております。仲介の委員として萬代委員、岸委員、</p>

議長

俵委員に委員として出ていただくようにしております。総会が終わった後に打合せをしたいと思いますので3名の委員さんには残っていただいて打合せをしたいと思います。以上でございます。

私の方から事務連絡をいたします。昨年の11月ぐらいから利用権設定の更新を皆さんの方をお願いしております。提出期限は2月の総会までとしておりますので、よろしく願いいたします。提出の際は、賃借の種別。賃貸借であれば賃料そして支払方法をよくご確認の上、提出して下さい。お願いいたします。そして今回、市外の方にも送っておりますが連絡が何もないという方がかなりいらっしゃいます。それで再送付してほしいという方がありましたら事務局、私のほうまで言っていただければ再度、再送付いたしたいと思いますので申し出下さい。もう一点ですが利用状況調査、農地パトロールをしております。11月末までに解消されていない方は何人かいらっしゃいました。それで年末から年始にかけ草刈りをされている方を見ましたので、もし担当地区を回られて解消されている所がありましたら事務局の方まで連絡をお願いいたします。以上です。

全ての議事が終了いたしましたので互礼を行います。

互礼。

午後3時10分閉会。

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

平成30年1月17日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

--	--

